

## 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会傍聴要領

平成 30 年 11 月 16 日

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、記者席及び一般席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴章※1 の交付を受け、着用することにより、一般席で傍聴することができる。ただし、報道関係者は、記者傍聴整理簿※2 に報道機関名及び氏名を記入することにより、記者席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第 4 条 傍聴章は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿※3 に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

(通用期日)

第 5 条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員)

第 6 条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は 10 人とする。

(傍聴章等の返還)

第 7 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第 9 条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第 10 条 傍聴人は、委員会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 11 条 傍聴人は、委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 12 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

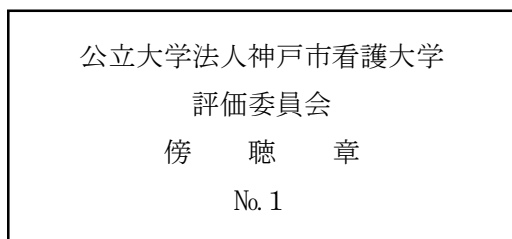
第 13 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

※1 (傍聴章の例)



※2 (記者傍聴整理簿の例)

年 月 日 ( ) 年度公立大学法人神戸市看護大学評価委員会 第 回会議 傍聴整理簿

番号	氏名	報道機関名
1		
2		
3		
⋮		
10		

※3 (傍聴整理簿の例)

年 月 日 ( ) 年度公立大学法人神戸市看護大学評価委員会 第 回会議 傍聴整理簿

番号	氏名	年齢	住所	電話番号	返還
1					
2					
3					
⋮					
10					